

老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について

令和 7 年 6 月 1 7 日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

有料老人ホーム事業者である株式会社健康会に対し、老人福祉法（昭和 3 8 年法律 1 3 3 号）第 2 9 条第 1 5 項の規定に基づく行政処分を令和 7 年 6 月 1 7 日に行った。

2 対象事業者等

(1) 対象事業者

法 人 名： 株式会社健康会

代 表 者 名： 代表取締役 國本 正雄

所 在 地： 札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 2 番 2 号 札幌センタービル 3 階

(2) 対象施設

施 設 名： メディケアホーム忠和 6 条

所 在 地： 旭川市忠和 6 条 8 丁目 1 番 4 7 号

類 型： 住宅型

3 処分の内容

老人福祉法第 2 9 条第 1 5 項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

4 処分の原因となった事実

メディケアホーム忠和 6 条の職員 1 名が入居者 1 名の金銭 5 5 0, 2 2 8 円※を私的に使用するという人格尊重義務違反（経済的虐待）を行った。

※ 対象事業者から報告があった額

5 改善命令の内容

虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じること。